

消費税軽減税率制度説明会のご案内

令和元年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されました。

龍野税務署においては、制度実施後も、引き続き、説明会を開催していますので、是非ご参加ください。

（主な説明内容）

- ・ 軽減税率制度の概要
- ・ 区分経理と申告書の作成方法（実務的）
- ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入（令和5年10月1日～）

開催日時	開催場所	定員	留意事項	事前登録先
12月3日（火） 11:00～12:00	龍野税務署（1F会議室） （たつの市龍野町富永1005-70）	各20名	【要事前登録】 開催日前日16時までにお電話で登録 願います。	龍野税務署 個人課税第一部門 （0791-62-0284）
12月11日（水） 11:00～12:00				龍野税務署 法人課税第一部門 （0791-62-0774）
1月21日（火） 15:15～16:15	たつの市福祉会館（4F大会議室） （たつの市龍野町富永1005-1）	各50名	【要事前登録】 1月17日（金）16時までにお電話で 登録願います。 個人の確定申告者を対象とした 「確定申告説明会」（13:30～15:00） 終了後、引き続き開催します。	龍野税務署 個人課税第一部門 （0791-62-0284）
1月22日（水） 15:15～16:15				

※ いずれも、個人事業者、法人事業者を問わずご参加いただけます。

（共催：龍野納税協会）

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く※）

※令和元年12月までは土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



【お問い合わせ】 龍野税務署 法人課税第一部門 TEL0791-62-0774（ダイヤルイン）